

イムス札幌内科リハビリテーション病院指定居宅介護支援事業所

運営規程

第1条（事業目的）

医療法人社団明生会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護専門員その他の職員（以下「介護専門員等」という）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1.居宅サービス計画の作成にあたり、利用者の心身の状況、取り巻く環境などに応じ利用者が自立した日常生活を送れることを目的とする。
- 2.適正な医療保健サービスと福祉サービスが、多様な事業所から総合的・効率的に提供されるよう、公正中立な立場に立ち居宅サービス計画を作成すると共にサービス事業所との連絡調整を行う。
- 3.事業の実施にあたり地域に関する保健・医療・福祉サービス等の行政諸機関・民間機関や地域にある諸団体、また障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号第51条の17第1項第1号)に規定する指定相談支援事業所等との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

第3条（名称及び所在地）

事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1) 名 称 イムス札幌内科リハビリテーション病院指定居宅支援事業所
- 2) 所在地 北海道札幌市手稲区手稲金山124番地

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

1.職員の員数

主任介護支援専門員 1人（管理者兼務） 介護支援専門員 3人（常勤） 以上

2.職務内容

- 1) 介護支援専門員は、利用者からの相談に応じると同時に居宅サービス計画の作成を行う。
- 2) 管理者は、介護支援専門員その他の従業者の管理、居宅介護支援の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、介護支援専門員その他の従業者に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 3) 地域ケア会議における関係機関への情報の共有介護保険上に位置づけた地域ケア会議に

において、個別の事例ケース事例の提供を求められる場合は、これに協力するように努める。

4) 人材育成への協力体制の整備

当事業所において、法定研修等における実習の受け入れの実施。

5) 困難事例への対応

地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合、連携を図り居宅サービスを提供する

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

① 営業日：月曜日から土曜日までとする。

但し、祝日及び年末年始を除く（12/30午後～1/3）

② 営業時間：平日 午前8：30～午後5：30

土曜日 午前8：30～午後12：30

電話 011-681-2138 〈緊急連絡は24時間対応可〉

第6条（居宅介護支援事業所の提供方法、内容及び利用料など）

居宅介護支援事業所の内容は以下の通りとし、居宅サービス計画を作成した場合の利用料の額は、厚生大臣の定める基準によるものとする。

1 居宅サービス計画の作成

居宅サービス計画の作成の相談については当事業所での面接及び電話・訪問での対応とし要介護度、生活環境などを勘案すると共に利用者の意思を尊重の上、居宅サービス計画を作成する。また、計画にあたり、利用者の状況把握のため訪問調査などを行う。計画作成にあたり、利用者のニーズを尊重し、課題分析方法を用いてアセスメントを行うものとする。

2 サービス事業者やその他のサービス提供機関との連絡及び調整など

居宅サービス計画の作成にあたり、サービス担当者会議を当施設等において行うものとする。またサービス提供開始後についても月1回程度の電話・面接・訪問により利用者及びサービス事業者との連絡を継続的に行い利用者の課題及び居宅サービス計画の実施状況を把握し必要に応じて計画の変更、居宅事業者への連絡調整を行うものとする。

3 介護保険施設紹介・その他の便宜の提供

①利用者が日常生活を送ることが困難になった場合または利用者が介護保険施設への入所を希望させた場合は、介護保険施設への紹介などの便宜を提供する。

②第7条の通常実施範囲の地域を越えて行う居宅サービス計画の作成に要した交通費は、公共機関を利用した実費分を徴収する。

③前項の費用の支払いを受ける場合は利用者・家族に対して事前に文書で説明し

た上で支払いに同意した旨署名を所定の文書にて行う。

第7条（通常の事業の実施範囲）

小樽市（銭函） 札幌市（手稲区・西区・北区・中央区）

石狩市（樽川・花川・花畔）

第8条（秘密保持）

- 1、介護支援専門員等は、業務上で知り得た利用者・家族の秘密を保持すると共にサービス事業者などに利用者・家族の個人情報を開示する場合は口頭及び文書で同意を得た後に行う。
- 2、介護支援専門員等であった者は、業務上知り得た利用者・家族の秘密を保持させるために当該事業所の職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を事業所との雇用契約の内容とする。
- 3、テレワークを実施するにあたり、個人情報を適切に管理し、利用者の処遇に支障が生じないように行う。

第9条（苦情）

- 1、円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
介護サービス計画についての苦情は、速やかに状況を把握し、利用者・家族の方から具体的な話を伺う。確認後、要望に沿い介護サービス計画の見直しを図る。再発防止の対応として、記録を残し今後の対応の検討資料とする。
- 2、苦情があったサービス事業者に対する対応方針
利用者と速やかに連絡をとり状況の詳細を把握する。
事業者に対して文書により改善を求める。
利用者の同意を得た上でサービス事業所の変更など介護サービス計画を変更する。

第10条（事故発生時の対応）

- 1、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行う。
- 3、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生し、賠償すべき事態となった場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 4、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐ為の対策を講じる。

第11条（利用者の権利）

- 1、ケアプラン(居宅サービス計画書)に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の照会を求める事が可能である。

- 2、当該事業所をケアプラン(居宅サービス計画書)に位置付けた理由を求める事が可能である。

第12条 (医療機関との連携・促進)

1. 医療機関との迅速な連携を図るため、利用者が病院または診療所に入院する必要がある場合は、利用者本人または利用者家族から入院先医療機関に「担当ケアマネジャーの氏名、連絡先」を伝えるよう、お願いいたします。
2. 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、主治の医師等の意見を求めることとし、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプラン(居宅サービス計画書)を交付する。
3. 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報を伝達する。

第13条 (高齢者虐待防止の推進)

1. マニュアルを作成し、指針を整備する。
2. 虐待防止検討委員会に参加し、虐待の防止に関する責任者を管理者とする。
3. 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的に行い、新規職員採用時にも研修を実施する。
4. 虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合、担当地区の保健福祉課、包括支援センターへ速やかに通報する。
5. 身体的拘束等の適正化の推進を行う。

第14条 (業務継続の強化)

1. マニュアルを作成し、指針を整備する。
2. 実際に感染症や災害が発生したことを想定し、定期的に研修および訓練を実施する。
3. 業務継続計画の策定を行い、定期的に見直しを行う。

第15条 (感染症対策)

1. マニュアルを作成し、指針を整備する。
2. 感染症対策委員会に参加し、感染症の予防及び、蔓延の防止のための対策を行う。
3. 従業者に対する研修を定期的に行い、新規職員採用時にも研修を実施する。

第15条 (その他について)

その他の定める事項について

- 1、事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るために研修等に参加し、また業務体制を整備する。

- 2、この規定に定めるものの他に運営に関する重要事項は適宜医療法人社団 明生会と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 3、この事業の実施にあたっては、地域の医療・保健・福祉サービス・関係市町村と連携を行っていく。
- 4、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行するものとする。

この規程は、平成13年6月1日から改訂するものとする。

この規定は、平成14年9月1日から改訂するものとする。

この規定は、平成15年4月1日から改訂するものとする。

この規定は、平成17年4月1日から改訂するものとする。

この規定は、平成19年4月1日から改訂するものとする。

この規定は、平成20年4月1日から改訂するものとする。

この規定は、平成25年4月1日から改訂するものとする。

この規定は、平成25年10月1日から改訂するものとする。

この規定は、平成26年10月1日から改訂するものとする。

この規定は、平成26年12月1日から改訂するものとする。

この規定は、平成27年9月1日から改訂するものとする。

この規定は、平成28年5月1日から改訂するものとする。

この規定は、平成28年9月1日から改訂するものとする。

この規定は、平成28年11月1日から改訂するものとする。

この規定は、平成28年12月1日から改訂するものとする。

この規定は、平成29年11月1日から改訂するものとする。

この規定は、平成30年4月1日から改訂するものとする。

この規定は、平成31年1月1日から改訂するものとする。

この規定は、平成31年2月1日から改訂するものとする。

この規定は、平成31年5月1日から改訂するものとする。

この規定は、令和元年12月1日から改訂するものとする。

この規定は、令和2年1月21日から改訂するものとする。

この規定は、令和2年1月24日から改訂するものとする。

この規定は、令和2年4月1日から改訂するものとする。

この規定は、令和2年8月1日から改定するものとする。

この規定は、令和2年11月1日から改定するものとする。

この規定は、令和5年9月1日から改定するものとする。

この規定は、令和6年4月1日から改定するものとする。

この規定は、令和6年6月1日から改定するものとする。